



福岡医発第 3161 号 (地)
令和 5 年 2 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』
の設置に対する周知について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、2月1日付で各都道府県労働局に、これらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口を設置した旨、お知らせするものです（福岡県：福岡労働局需給調整事業課（TEL：092-434-9711）に設置）。

また、厚生労働省では、紹介手数料の公表及び早期離職時の返戻金制度があるなど、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表している「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を設けておりますので、有料職業紹介事業者を利用する際には、下記厚生労働省HPをご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

<参考>

厚生労働省HP 労働者派遣事業・職業紹介事業等・募集情報等提供事業
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度
(事業委託先：日本人材紹介事業協会)
<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

令和 5 年 2 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

（公印省略）

都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』
の設置に対する周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他より本会に対して、標記に関する周知方依頼がありました。

本件は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、2月1日付で各都道府県労働局に、これらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口を設置したものです。問題等が生じた場合には、こちらの窓口にご相談ください。

また、以前よりご連絡している通り、厚生労働省では「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」を設けておりますので、有料職業紹介事業者を利用する際には、本制度もご活用ください（直近では令和4年1月21日付日医発第1645号の文書を持ってご連絡済み）。

つきましては、本件について貴会におかれましてもご了知の上、貴会管下郡市区医師会及び医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 参 考 >

厚生労働省 H P 労働者派遣事業・職業紹介事業等・募集情報等提供事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度（事業委託先：日本人材紹介事業協会）

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

令和5年2月1日

公益社団法人 日本医師会 御中

都道府県労働局への『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の設置
に対する周知について(協力依頼)

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御理解・御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、2月1日付で各都道府県労働局にこれらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口を設置しました。相談窓口では求人者からの相談を受け付けるとともに、相談者から寄せられた情報を基に、職業紹介事業者に手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行っていくこととしております。

また、ご承知のとおり、貴団体等の御協力の下、厚生労働省では「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」により適正と認定した事業者について公表し、求人者の皆様が適正な職業紹介事業者を選定することができるよう取り組んでおります。改めて貴団体の会員等に対して、認定事業者の御活用を推奨いただければ幸いです。

貴団体におかれましては、傘下の団体・会員・企業等に対して、上記の内容を含んだ別添のリーフレットを送付する等により周知を図っていただくよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局

需 給 調 整 事 業 課 長
雇用政策課民間人材サービス推進室長

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

**法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。**

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人 に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



認定分野 医療分野

☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 薬剤師 ☐ 看護職

☐ リハビリテーション専門職 ☐ 医療技術者 ☐ 歯科衛生士

☐ 看護助手 ☐ 歯科助手 ☐ 栄養士・管理栄養士

キーワード 企業名またはサービスブランド

対応エリア 東京都

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

● 事業主の皆さまへの支援

- ・ わかりやすい求人票作りへの助言
- ・ 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- ・ ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

● マッチングイベントの実施

- ・ 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- ・ 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>

